5　「譲渡等による損失の額の合計額　⑻」及び「譲渡等による利益の額の合計額　⑼」の各欄は、当該関連法人が令第112条の２第５項において準用する令第112条第７項に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産（令第131条の19第３項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の８第２項第１号から第５号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産に該当するものを除く。）について令第131条の19第４項において準用する令第123条の８第４項各号に掲げる事由（同条第５項に規定する除外特定事由を除く。）が生じた場合における当該各号に定める金額（その生じた事業年度の損金の額に算入されないものを除く。）の合計額及び当該資産について令第131条の19第４項において準用する令第123条の８第６項各号に掲げる事由（同条第７項に規定する除外特定事由を除く。）が生じた場合における当該各号に定める金額（その生じた事業年度の益金の額に算入されないものを除く。）の合計額を記載すること。この場合において、各欄の金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

6　関連法人対象事業年度において生じた欠損金額が法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用がある欠損金額である場合には、「特定資産譲渡等損失額 ⑻－⑼ ⑽」の欄（当該関連法人対象事業年度に係る部分に限る。）は、「０」と記載すること。

7　「関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算」及び「関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、通算法人が当該関連法人につき令第113条第13項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第８項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

8　関連法人対象事業年度に災害欠損事業年度がある場合の記載は、次によること。

⑴　「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 （⑹と⑽のうち少ない金額）又は⑲ ⑾」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七（一）「15の③」の金額を「⑹」の金額から控除して計算すること。

⑵　「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 （⑮と⑯のうち少ない金額） ⑰」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七（一）「15の③」の金額を「⑮」の金額から控除して計算すること。